

国民年金保険料の納付

困ったときには免除制度や特例制度の活用を

いろいろな事情で、保険料の納付が困難な人のため、国民年金には免除制度などが設けられています。保険料を未納のままにしないよう、これらの制度をご利用ください。



保険料の納め忘れは
ありませんか？
各月の国民年金保険料の納付期限は翌月末です。保険料の納め忘れがあると、万一の事故のときに障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられないことがあるばかり

か、未納期間が長くなると将来、
老齢基礎年金さえ受けられなくなる
こともあります。

保険料の納め忘れの防止には、
毎月自動的に納付ができる「口座
振替」や、1年分や半年分などの
保険料をまとめて一度に納めると
割引のある「前納」などの方法が
便利です。

平成14年度の保険料
月額13,300円
です。納め忘れの期間
のある人は、早めに納
めましょう。
保険料や納付書に関する
問い合わせ先：千葉社会
保険事務局佐原事務
所（☎0478 55
1661）
領収書、口座振替に
よる領収済通知書は税
務申告などに必要な
りますので大切に保管
してください。
保険料の
免除制度が
あります
長い人生には、事故

や病気などで働かず、収入がない
ために国民年金の保険料を納めら
れないことがあるかもしれませ
ん。こんなときのために国民年金
には、保険料の免除制度がありま
す。

この免除制度には、保険料の全
額が免除される「全額免除」と、
保険料の半分を納めることによつ
て残りの半分が免除される「半額
免除」がありますが、いずれも一
定の基準に該当した場合に認めら
れます。

免除の承認を受けるためには保
険年金課窓口で手続きが必要で
す。
申請して該当した場合には、申
請の前月分から承認されます。

なお、免除の承認を受けた期間
は保険料の未納期間とはなりませ
んが、将来、老齢基礎年金を受け
るときには、納めた場合の3分の
1（全額免除）または3分の2
（半額免除）の年金額として計算
されます。

なお、学生の人には「学生納付
特例制度」がありますので、全
額・半額免除を受けることができ
ません。

未納のままにすると

パターン 内容	老齢基礎年金を 請求するとき	老齢基礎年金額の 計算では	障害・遺族の年金を 請求するとき	後から保険料を 納めるとき
全額免除制度	受給資格期間に入る	3分の1が算入	納付期間と同じ扱い	10年以内なら納められる
半額免除制度	受給資格期間に入る	3分の2が算入	納付期間と同じ扱い	残りの半額を 10年以内なら納められる
学生納付特例制度	受給資格期間に入る	算入されない	納付期間と同じ扱い	10年以内なら納められる
未納	受給資格期間に入らない	算入されない	受給資格期間に入らない	2年を過ぎると納められない

半額免除制度は半額納めたことが前提となります。また、免除の承認を受けたときは、半額の保険料を2年以内に納めてください。

学生で保険料が納められないときは

国民年金には、日本に住む20歳から60歳までのすべての人が加入します。しかし、ほとんどの学生は収入がないため保険料を納められない場合があります。そこで、手続きすることによって在学中の保険料納付を猶予し、卒業してから後払い(追納)できるようにしています。(学生納付特例制度といえます。)

手続きをして認められた期間は未納期間とはなりませんので、もしも在学中に障害者になった場合でも満額の障害基礎年金が受けられるので安心です。

手続きは保険年金課窓口です(手続きは年度ごとに必要です)。対象となる人

前年所得が68万円以下の、大学(院)・短大・高等専門学校・専修学校に在学の人(夜間部・定時制・通信制課程の学生も対象) 日本以外の学校に限りません。

このほかにも法律によって認められる学校があります。個別にご相談ください。

申請に必要なもの

全額・半額免除については、年金手帳、転入者は所得および控除額を証明できる書類、印鑑(本人が署名する場合は不要)。

学生納付特例の申請を行う場合は、年金手帳、学生であることを証明できる書類、印鑑(本人が署名する場合は不要)。

後払い(追納)は

免除を受けた期間および特例を受けた期間から10年以内であれば後から納めること(追納)ができます。納付しない場合は将来の年金額が低くなってしまいますので、納められるようになったときは社会保険事務所へ連絡してください。

なお、納付期限から2年以上過ぎた期間の保険料は一定の加算額が付きまます。

免除期間が変わります

全額・半額免除の申請は、前年の所得を確認するので毎年度必要となります。平成14年度の保険料免除承認期間は、全額・半額免除とも平成15年6月までの期間となり、以降については7月から翌年の6月までの1年間となります。受け付けは毎年7月からとなります。

なお、学生納付特例の承認期間は従前どおり(4月から翌年の3月まで)です。

くわしくは保険年金課(☎201526)へ。

消費生活相談

Q & A

エステの中途解約

無料体験エステの広告を見て、店でそう身エステのサービスを受けました。その後、勧められるままにそう身と美顔のエステコースのチケット20回ずつと関連化粧品など、合計80万円を分割払いでクレジット契約しました。

そう身と美顔のエステコースは数回受けましたが、サービス内容や接客態度が不満です。解約したいのですが、どうしたらよいですか。

美しくなりたい、やせたいなどとエステティックサービスを利用する人が増えています。エステは、実際にやってみないと分から

ないことからトラブルが生じやすいため、特定商取引法により次のような規制があります。契約期間が1カ月以上で5万円以上のエステ契約は

- ・業者は契約書面を交付する
- ・契約書を受け取ってから8日間はクーリングオフできる
- ・中途解約をする場合、違約金の上限は2万円

中途解約をしたい場合は、契約先に書面で解約を申し出ましょう。

ただし、中途解約をすると、今までに利用したサービス代金、違約金、開封した化粧品や健康食品などの使用料が請求されます。一括で支払って解約となり、信販会社へ



の支払い義務は無くなります。

エステティックサービスを受け、体に異常が起き被害が出た場合は、すぐに中止し、医師の診断を受けましょう。

くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。

受け付けは3月9日から市役所で

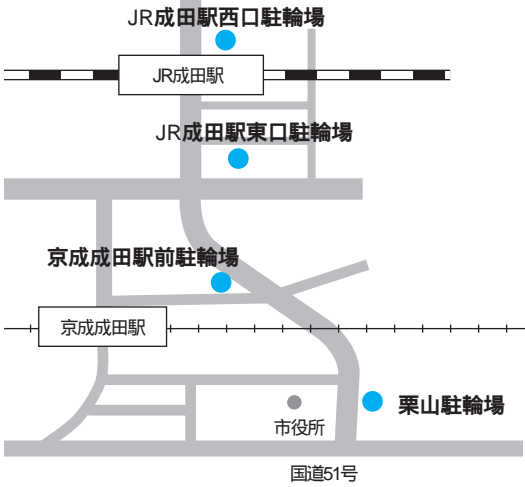
市では、JR成田駅や京成成田駅周辺にある、登録制駐輪場4施設の利用登録受け付けを3月9日(日)から、次のとおり行います。
 なお、市民以外の人の利用登録の申し込みは、3月17日(月)から受け付けします。

が確認できるもの(運転免許証、健康保険証、学生証)
 登録手数料
 自転車(50cc以下)
 原動機付自転車(50cc以下)のナンバーと色を控えたもの

きるものをお持ちください。
 生活保護を受けている人
 心身に障害のある人
 母子家庭の母親で、現在18歳未満の子どもの扶養している人
 または、その人に扶養されている18歳未満の人

日時と場所＝下表のとおり
 利用車両＝自転車、原動機付自転車(50cc以下)
 登録手数料＝下表のとおり
 登録に必要なもの
 利用者の住所、氏名、生年月日

登録手数料の免除＝次に該当する人は登録手数料が免除となりますので、証明で



登録会場

期 日	時 間	会 場	対象者
3月9日(日)	午前9時～正午 午後1時～3時	市役所1階ロビー	市 民
3月10日(月)～14日(金)	午前9時～正午 午後1時～5時	市役所2階202会議室	
3月17日(月)～4月8日(火) (土・日曜日、祝日を除く)	午前9時～正午 午後1時～5時	市役所2階202会議室	市民および
4月9日(水)以降 (土・日曜日、祝日を除く)		市役所2階市民生活課	市民以外の人

登録手数料(年間1台につき)

種類	市民		市民以外	
	一般	高校生以下	一般	高校生以下
自転車	3,000円	1,500円	6,000円	3,000円
原動機付自転車(50cc以下)	5,000円	2,500円	10,000円	5,000円

くわしくは市民生活課 ☎20-1527 へ。

立候補を予定している人は説明会へ

4月27日(日)に成田市長・成田市議会議員選挙の投票が行われる予定です。この選挙に立候補を予定している人を対象に、「立候補予定者説明会」を次のとおり行いますので、該当する人は出席してください。
 日時＝3月13日(木)午後1時30分から
 会場＝市役所6階大会議室
 持参するもの＝筆記用具
 対象＝立候補予定者または代理人(1候補者につき2人以内)

くわしくは市選挙管理委員会 ☎22 1111 内線3152 へ。

空き地の管理について

所有者はしっかりと管理を

空き地に雑草を伸び放題にしておくと、ごみの捨て場所とされたり、害虫の発生原因となり、周囲に大変迷惑をかけます。

また、交通の支障や、火災の原因となり、思わぬ被害を及ぼしかねません。
 空き地の所有者は、周囲の迷惑にならないよう、早めに草刈りをするなど、しっかりとした土地管理に努めてください。

市では、草刈り機を無料(刈り刃と燃料は使用者負担)で貸し出していますので、どうぞご利用ください。

くわしくは環境対策課 ☎20 1532 へ。

受水槽の管理について

受水槽の設置者は水道の適切な管理を

マンションやアパートなどで、水道水を受水槽にいったん貯めて、建物の利用者に飲み水として供給する施設の設備や水質の管理は、建物を所有する人や管理する人が行うことになっています。
 水道水が汚染されることがないように、受水槽の清掃や点検など、適切な管理を行いましょ。

くわしくは市水道部業務課 ☎22 0269 へ。

相談日

市民相談所(☎20-1507)

市民(行政)相談

月～金曜日 8時30分～5時

市民生活相談(家事・民事)

月・木曜日 9時～4時

法律相談(予約制)

水曜日 1時～4時

(裁判所で係争中の事件は除く)

人権・行政合同相談

20日(木) 10時～3時

不動産相談 18日(火) 10時～正午

税務相談 18日(火) 10時～3時

外国人相談

13日(木)・27日(木) 1時～4時

(英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語)

もめごと・しんぱいごと・なやみごと相談

25日(火) 9時～4時

市民よろず相談 15日(土) 1時～4時

(市民よろず相談のみ会場は美郷台地区会館サークル室)

工商観光課(電話は各相談室へ)

女性就業相談 水・金曜日 10時～4時

(☎22-1111・内線2724市役所2階相談室)

来所前に必ず電話してください。

高齢者職業相談 月～金曜日 9時～4時

(☎22-1111・内線2725市役所2階相談室)

住宅相談 13日(木) 10時～正午

(住宅の電気に関する相談も含む)

(☎22-2101・成田商工会議所)

パートサテライト(商会館1階・☎22-8281)

パートタイマー職業相談

月～金曜日 9時～4時

消費生活センター(☎23-1161)

消費生活相談 月～金曜日 10時～4時

保険年金課(☎20-1526)

年金相談 水曜日 10時～3時

市民生活課(☎20-1527)

交通事故相談 4日(火) 10時～3時

社会福祉協議会(保健福祉館・☎27-7755)

心配ごと相談 木曜日 10時～3時

酒害相談 6日(木)・20日(木) 9時～正午

高齢者福祉課(☎20-1537)

介護相談 13日(木) 2時～4時

場所 在宅介護支援センター玲光苑

(☎24-2251)

児童家庭課(☎20-1538)

家庭児童相談 月～金曜日 9時～4時

厚生課(☎20-1536)

戦没者遺族相談 24日(月) 10時～3時

開発協会(市体育館・☎26-7251)

健康体力相談 火曜日 9時～正午

教育指導課(☎20-1582)

就学相談(予約制)月・火・木曜日 9時～5時

教育センター(市立図書館2階・☎20-6336)

教育相談(予約制)火曜日 9時～4時

教育相談室(☎28-3234)

(ニュータウンセンタービル6階)

教育相談 月～金曜日 10時～5時

(不登校相談も)

申告会場

受付日	会場	受付時間
3月4日(火)	公津公民館	午前9時～正午 午後1時～4時
3月5日(水)	豊住公民館	
3月6日(木)	久住公民館	
3月7日(金)	遠山公民館	

市・県民税の申告と所得税の確定申告を次のとおり3月17日(月)まで(土・日曜日を除く)受け付けています。申告期限間際になる

3月17日までに手続きを

市・県民税の申告と所得税の確定申告

と会場が大変込み合いますので、早めに申告してください。

受付期限 3月17日(月)

受付時間 午前9時～正午、午後1時～5時(公民館での受け付けは午後4時までです)。

午前中の受け付けは、混雑状況によって正午前に終了させていただきます。ただ、場合があります。

会場

○市・県民税の申告：市役所6階

○所得税の確定申告：市役所6階

○所得税の確定申告：市役所6階

○中会議室、成田税務署および上

表の申告会場。ただし、次に該当する人は、税務署で申告をお

願います。

分離課税となる譲渡所得のある

人

事業収入、不動産収入が500

万円以上の人

青色申告をする人

くわしくは税務課(☎20-1513)または成田税務署(☎28-5151)へ。

固定資産の縦覧期間の変更

縦覧の時期が
4月1日からに

地方税法の改正により、平成15年度から固定資産の縦覧期間が、毎年4月1日からに変更となります。

また、内容が、いままでの「固定資産課税台帳」の縦覧に代わり

新たに「土地価格等縦覧帳簿」および「家屋価格等縦覧帳簿」の縦覧に改められます。

くわしくは資産税課(☎20-1514)へ。

排水設備の点検・清掃

市から紹介されたと偽ったセールスに注意

最近、宅地内の排水設備の清掃・点検などで、市役所から紹介されたような言葉で、各家庭を訪問する業者がいます。

市では、排水設備の点検や清掃について、業者の紹介があつせんを一切行っていません。

市から業務を委託された業者は、必ず成田市発行の身分証明書を持っています。訪問セールス



などの業者で不審に感じたら下水道課までご連絡ください。

くわしくは同課(☎20-153)へ。